

配慮が必要なかたへの理解と手助け・心配り

高齢者や障害者など要配慮者には、表のような行動の特徴を持ったかたが多くいます。しかし、状況によって生活の中で困ることや必要とする援助は一人ひとり違います。身近にいる要配慮者のかたがたを理解し、そのかたが必要とする手助け・心配りを願います。

主な区分		特 徴	配慮事項
高 齢 者	要介護認定を受けているかた	・自力で行動することができません。 ・助けを呼ぶことが困難です。	・移動には、車いす・ストレッチャー・担架・リヤカーなどを備えましょう。 ・車いすでは、手足がはみ出さないよう気をつけ、止まっている時はブレーキをかけましょう。
	認知症のかた	・自力で危険を判断し行動することが困難です。 ・助けを呼ぶことが困難です。	・移動には、車いす・ストレッチャー・担架・リヤカーなどを備えましょう。 ・車いすでは、手足がはみ出さないよう気をつけ、止まっている時はブレーキをかけましょう。
	その他の高齢者のかた	・自力で行動できますが、体力が衰え行動機能が低下しています。	・情報から取り残されないよう、声をかけましょう。 ・隣近所などで協力し、複数で避難しましょう。
障 害 者	視覚に障害があるかた	・単独では素早く避難できません。 ・情報網は耳だけです。	・音と言葉で情報を提供してください。 ・急に身体をひっぱらないでください。 ・肩や腕を貸してください。
	聴覚に障害があるかた	・外見からは障害があることが分からないかたがいます。 ・音声による避難誘導が聞こえず状況把握が困難です。 ・発語による会話が困難なかたもいます。	・伝えたいことを紙に書いたり身振りで伝えてください。
	失語症で言葉が不自由なかた	・聴いて理解する、読む、書く、話すなどコミュニケーションが難しい障害です。 ・同時にいくつもの事に注意が向かない、自分から行動を起こせないかたがいます。	・ゆっくり、短く、分かりやすい言葉で話してください。 ・「はい」「いいえ」で答えられるように質問してください。 ・少し待てば言葉が出ることもあります。急がずに待ってください。

主な区分		特 徴	配慮事項
障 害 者	肢体不自由のあるかた	・ 装具や車いす、杖等を利用しなければ移動が困難な場合があります。 ・ 言葉が不自由で自分の意思を伝えにくいかがいます。	・ 移動には、車いす・ストレッチャー・担架・リヤカーなどを備えましょう。 ・ 車いすでは、手足がはみ出さないよう気をつけ、止まっている時はブレーキをかけましょう。
	内部障害のあるかた 難病のかた	・ 外見からは障害や病気があることが分からないかたもいます。 ・ 自立歩行や素早い避難行動が困難なかたが多くいます。 ・ 常時使用する医療器具や薬、ケア用品を携帯する必要があります。	・ 移動には、車いす・ストレッチャー・担架・リヤカーなどを備えましょう。 ・ 医師のケアが必要な場合があります。 ・ 薬やケア用品、電源が必要な場合があります。
	知的障害のあるかた	・ 外見からは障害があることが分からないかたもいます。 ・ 状況を理解したり危険を判断できません。 ・ 不安から興奮状態（パニック）になってしまうかたもいます。	・ やさしい言葉でゆっくりと目を見て話しかけてください。 ・ パニックになったら、刺激せずに落ち着くまで見守ってください。
	精神障害のあるかた	・ 多くのかたは自分で危険を判断し、行動することができます。 ・ 不安から興奮状態（パニック）になってしまうかたもいます。 ・ 普段から服用している薬を携帯する必要があります。	・ 不安に陥らないように、ゆっくり落ち着いた声で具体的に説明してください。 ・ 薬を飲んでいるかたは服薬を中断しないようにしましょう。 ・ 医療機関との連絡体制を決めておきましょう。
そ の 他	妊産婦	・ 行動機能が低下していますが、自力で判断し行動することができます。	
	乳幼児	・ 危険を判断し、行動することができません。	
	外国人	・ 日本語の情報伝達ができないかがいます。	